

建設工事等の契約の内容に係る情報の公表

工事 番号	工事名	施工場所	工事(業務) 種別	概要	契約の相手方の 商号又は名称	契約の相手方の住所	契約締結日 (変更契約締結日)	施工(履行)期間	契約金額(円)
農大工第6-3 号	育苗ハウス等付帯設備 重油タンク配管改修工 事	可児市坂戸地内	管工事一式	育苗ハウス等 付帯設備重油 タンクの配管 改修	白光石油(株)	岐阜市細畑11-9-4	令和6年6月13日	令和6年6月13日から 令和6年9月30日	1,881,550

別紙6 随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
緊急の必要により競争入札に付することができないとき。	1 見積合わせをしていたのでは、時期を逸し契約の目的を達することができないことの説明 当該契約は、育苗ハウス等付帯設備重油タンク配管の正常な機能復旧のために改修工事を行うものである。育苗ハウス付帯設備重油タンク配管については、このまま放置することは、配管破裂等による重油流出事故が生じるリスクが高く、育苗温室用重油タンク容量は1,900リットルのため、いったん流出すれば、近隣の稲作農家が利用する水源を汚染するとともに、推定約1.68ヘクタールの農地に影響を及ぼしかねず、そのような事態を事前に回避するために、改修工事を急ぐ必要がある。 トマトハウス付帯設備重油タンク配管については地下水及び土壌汚染となる危険性が極めて高く、管の状態を目視で把握可能とするために地上配管化改修を急ぐ必要がある。 以上の理由から、早急に契約を締結する必要がある、現場確認、配管敷設状況、最適な工法検討等の事前見積積算のための調査に要する所要の日数が必要になるため、見積合わせをしていては、時期を逸し契約の目的を達することができない。 2 特定の者を選定した理由 本業務を遂行するためには、重油配管改修における豊富な知識と保守点検に関する豊富な経験が求められる。 白光石油(株)は昨年度に当所属の5,000リットル重油タンク更新整備工事を請け負っており、現場状況、配管敷設状況を熟知し、重油タンクやその配管改修業務等の豊富な経験もあることから、本件の改修対象となる重油配管改修工事の契約予定の相手方として適当である。 【契約予定先】 岐阜市細畑1丁目9番4号 白光石油(株)